

7. 研修医の処遇等

- ① 研修期間 初年4月1日を基点として、次々年3月31日を終了日とする2年間とします。
(国家試験発表時期の見直しにより若干の変更を考慮します)
- ② 研修医の身分上の取り扱い 常勤嘱託となり、職員服務規程や雇用規程に準じて処遇されます。
- ③ 待遇
 - 1) 給与手当 月額 343,000(一年次)、360,000(二年次)
 - 2) その他手当 当日直手当は1回につき 12,000 円。
賞与は、基本給の2か月分(1年次)・3か月分(2年次)。赴任旅費の支給有り。
(概算 一年次 4,800,000 円、二年次 5,200,000 円、その他の手当を含む)
 - 3) 勤務時間 基本的勤務時間は、8:30～17:00。
当直回数は、概ね月3回。
 - 4) 社会保険 健康保険、厚生年金、労働保険に加入するものとし、保険料の負担は法定どおりとします。
 - 5) 健康管理 健康診断、年2回有り。
 - 6) 医師賠償責任保険 病院において加入。個人加入は任意。
 - 7) 外部の研修活動 学会、研修会等への参加可(参加費用の支給有り)。
 - 8) 宿 舎 借り上げ住宅などにて対応(病院より月4万円の家賃補助があります)
 - 9) 駐 車 場 有り(指定場所に駐車、無料です)
 - 10) 食 事 職員専用レストラン有り(有料)、総合医局の日替わり弁当、院内コンビニなど
 - 11) 研修医医局 有り。
 - 12) アルバイト 禁止。

8. 研修の記録と評価および終了の認定

- ① 研修の記録

研修医は、研修診療科が終了するごとに臨床研修指導医に研修医評価表を確認してもらいます。
- ② 研修の評価

「研修医評価表」を用いて、指導医による評価を行います。また、研修目標の達成状況について、「臨床研修達成度評価表」に基づき、自己評価と指導医による評価を行います。必要に応じて、一部の診療科では独自の評価表により評価を行います。
- ③ 研修管理委員会における評価

研修管理委員会は、随時、研修医評価表、臨床研修達成度評価表などを点検し、ひとりひとりの研修医が、無理なく円滑に臨床研修到達目標を達成できるように助言・援助します。
- ④ 終了の認定

2年間の臨床研修の終了時点において、研修管理委員会は到達目標が達成されたかを審議し、その結果を院長に答申します。満足すべき研修を行い得たと認定された者に対しては「臨床研修修了証」を交付します。

9. 研修終了後の進路 (後期研修について)

当院における2年間の初期臨床研修後、新専門医制度に沿って、慶應義塾大学や自治医科大学をはじめとする複数の大学との連携が良好であることから、各大学専門科への入局を円滑にコーディネートいたします。遠慮なく相談してください。